# 令和7年度新庄市保育料徴収基準額表

(課税状況については、8月までは前年度分、9月からは現年度分で判定)

単位:円

各月初日の入所児童の			保育料月額			
属する世帯の階層区分			(同時入所の場合の2人目の金額)			
階層			3 歳未満児		3 歳以上児	
区分	階層区分定義		(0~2歳児クラス)		(年少~年長クラス)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
А	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	0	0
В	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
С	市町村民税額均等割のみ世帯		0	0	0	0
D	市町村民税額所得割課税世帯	48, 600 円未満	0	0	0	0
Е		48, 600 円以上 57, 700 円未満	0	0	0	0
F		57, 700 円以上 72, 800 円未満	0	0	0	0
G		72, 800 円以上 77, 101 円未満	0	0	0	0
Н		77, 101 円以上 97, 000 円未満	0	0	0	0
ı		97, 000 円以上 133, 000 円未満	13,250 円 (6,620 円)	13,000 円 (6,500 円)	0	0
J		133, 000 円以上 169, 000 円未満	19,100 円 (9,550 円)	18,750 円 (9,370 円)	0	0
K		169, 000 円以上 235, 000 円未満	47, 600 円 (23,800 円)	46, 700 円 (23,350 円)	0	0
L		235, 000 円以上 301, 000 円未満	55, 700 円 (27,850 円)	54, 700 円 (27,350 円)	0	0
M		301, 000 円以上 349, 000 円未満	61,200 円 (30,600 円)	60,100 円 (30,050 円)	0	0
N		349, 000 円以上	62 ,200 円 (31,100 円)	61,100 円 (30,550 円)	0	0

#### 【多子世帯への支援について】

保護者が養育している子の出生順により第2子半額、第3子以降は無料としています。

### 子どもの定義

保護者等により監護されている者のうち22歳以下の子どもから順に第1子、第2子とカウントします。

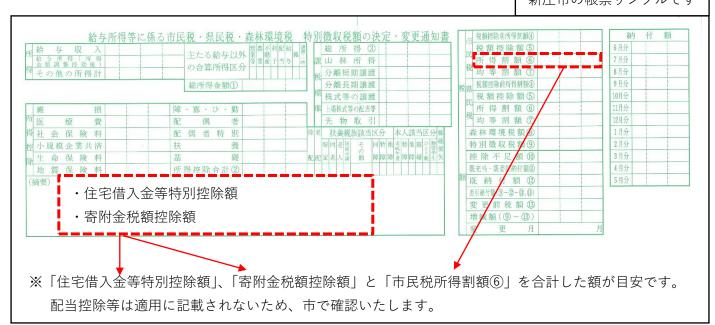
## 保育料徴収額の確認方法

保育料を決定する際の市民税所得割額は、以下の通知書で目安の額を確認することができます。

お子さんの父母の市民税所得割額の合算により区分を判定します。※父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も合算する場合があります。

### ■会社員等(市民税が給与天引きの方)

通知名:「給与取得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書」 通知は、勤務先から配布されます。配布時期は、勤務先にご確認ください。課税する市町村によって様式 が異なります。 新庄市の帳票サンプルです



### ■自営業者等(市民税を個人納付している方)

通知名:「令和●年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書」

通知は、1月1日現在の住所地から送付されています。送付時期は該当住所地にご確認ください。課税する市町村により通知名や様式は異なります。

新庄市の帳票サンプルです 令和●年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書 「行政区コード 世帯コード 基本コード 生命保険料 **脱额控除前所得割** 地震保険料 ※「配当控除」 業務・その他雑 「住宅借入金等特別控除| 分離短期譲渡 分離長期譲渡 ▲「寄附金税額控除」と 森林環境税額 減 免 額 ・ 免 除 額 給与から特別最収の方法によって機収する額の合計 ▶「所得割 | を合計した額が目安です。 合計所得金額 越損 普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 (所得割控除不足配当割額·株式等譲渡所得割額控除額